令和元年　月　　日

資料４－２

一時預かり事業実施園　代表者　様

千葉市こども未来局こども未来部

幼保運営課長

幼児教育・保育の無償化に伴う認定等について（依頼）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、誠に有難うございます。

さて、幼児教育・保育無償化の開始に伴い、貴園の利用者が無償化の対象となるにあたり、下記のとおり各種手続きが必要となります。

特に、一時預かり保育事業を利用している方については、新たに「保育の必要性の認定」を受ける必要があることから、該当する保護者へ施設等利用給付認定申請書等の書類を各区こども家庭課へ提出するようご案内をお願い申し上げます。

記

１　無償化のための認定に係る申請の流れ（提出先：各区こども家庭課）

|  |  |
| --- | --- |
| 無償化開始前 | 無償化開始後 |
| ・園経由で保護者へ案内  ・保護者は各区こども家庭課へ申請  【提出時期】  令和元年９月１０日 | ・保護者は各区こども家庭課へ申請  【提出時期】  給付認定希望日の前々月の1日～前月の10日（10日が土日祝日の場合は翌開庁日）まで |

２　保護者が提出する書類（資料４－４ 参照）

（１）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

（２）就労（内定）証明書等（保育の必要性を確認するための書類）

　※「保育の必要性の認定」：月64時間以上の就労等の要件（支給認定2・3号と同じ要件）

３　その他

　各区こども家庭課への申請後、保護者宛てに認定通知書をお届けします。

現行の支給認定2・3号（3号は住民税非課税世帯のみ）の利用部分については、無償化のための手続きは不要です。

（お問合せ先）

こども未来局こども未来部幼保運営課

〒260-8722　中央区千葉港2-1

☎043（245）5729

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **中央保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６０－８５１１  中央区中央４－５－１  ☎043（221）2172 | **花見川保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６２－８５１０  花見川区瑞穂１－１  ☎043（275）6421 | **稲毛保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６３－８５５０  稲毛区穴川4-12-4  ☎043（284）6137 | **若葉保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６４－８５５０  若葉区貝塚2－19－1  ☎043（233）8150 | **緑保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６６－８５５０  緑区鎌取町２２６－１  ☎043（292）8137 | **美浜保健福祉センター**  **こども家庭課**  〒２６１－８５８１  美浜区真砂5－15－2  ☎043（270）3150 |